

また、内閣府が発表した PFI アニュアルレポート（平成 18 年度）によると、国及び地方公共団体で PFI が導入された分野は、教育と文化、健康と環境、まちづくり、庁舎と宿舎などの 8 分野 266 事業にのぼっており、そのうちの約 74%にあたる 196 事業で運營業務を事業範囲に含めているとの報告がされている。

図表 P F I 導入分野

分野	施設等	事業数(累計)	運營業務を含む割合
教育と文化	学校、図書館、美術館、ホール等	85	67%
健康と環境	病院、斎場、浄化槽等	51	94%
まちづくり	駐車場、空港、公園、公営住宅等	34	76%
庁舎と宿舎	事務庁舎、宿舎等	26	35%
あんしん	警察施設、消防施設、行刑施設等	17	59%
産業	卸売市場、観光施設等	15	100%
生活と福祉	老人福祉施設等	12	100%
その他	複合施設、道の駅等	26	81%

出典：内閣府「P F I アニュアルレポート（平成 18 年度）」

このように、わが国の地方公共団体の公共サービス分野での民間への委託状況を見ると、英国での「市場化テスト」実施分野と比較しても既に多くの分野で民間への委託が進んでいるものと考えられる。

また、民間開放・民間活力の導入手法についても、従来の委託では個別に発注されていた一連の業務を包括したり、関連性の高い複数の業務を一括したりして、民間に委ねる等の取組が行われている。さらに、地方公共団体の公の施設の管理運営を民間に委ねることを可能とした指定管理者制度や、新たな公共施設等の社会資本の建設から維持管理・運営等を中心に包括的に民間に委ねる P F I 等の活用も進められている。

いずれの手法も、公共サービスの実施に民間の創意工夫を導入し、効果的・効率的な業務の実施を目指したものであるといえる。

民間開放・民間活力の導入にかかる様々な手法と「市場化テスト」との関係について比較した表は以下のとおりであるが、これらの関係を整理して、ある分野についての手法を活用することが効果的かについて検討することは、今後の課題である。

図表 自治体サービスの民間開放・民間活力導入手法と「市場化テスト」の比較

手法	市場化対象 の決定	委託、発注方法、契約のあり方		規制改革 の有無	官民競争 の有無
		委託等の あり方	発注方法 契約のあり方		
業務委託	自治体	一部業務	仕様発注/価格評価 単年度契約	なし	なし
包括的民間委託	自治体	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	なし	なし
一括型民間委託	自治体	多種業務一括	仕様発注/価格評価 単/複数年度契約	なし	なし
指定管理者制度	自治体	施設管理運営 業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度協定	制度自体 の導入	財団等との 競争
PFI	自治体、民 間提案	施設等包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	行政財産 貸付等	あり(注)
市場化テスト (官民競争入札等)	自治体、民 間提案	業務包括的	性能発注/総合評価 複数年度契約	あり	あり

(注)PSCと民間とのコスト比較

出典:関西学院大学 稲澤克祐教授作成資料より(一部加筆)

### (3)「市場化テスト」の積極的活用

「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務省 平成 18 年 8 月 31 日)においては、公共サービスの見直しにあたり、官民競争入札等を含む市場化テストについて、積極的な活用に取り組むことが求められている。

地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成 18 年 8 月 31 日 総務省) 抜粋

(略)

#### 第2 公共サービス改革

地方公共団体における公共サービス改革については、行政改革推進法、公共サービス改革法及び「基本方針2006」を踏まえ、各団体において、以下の各項目について取り組みを行うこと。

##### 1 公共サービスの見直し

新地方行革指針においては、行政組織運営全般について、住民等の意見を反映する仕組みを整えた上で、計画策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務事業等の正当性の検証を行うこと等を助言したところであり、既に地方公共団体においては、様々な手法により事務・事業の再編・整理、廃止・統合に積極的に取り組んでいるものと承知している。

今般、行政改革推進法第55条第4項において「その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う」と規定されたことを踏まえて、住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務(以下「公共サービス」という。)として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。

## 2 市場化テストの積極的な活用

上記1の公共サービスの見直しに当たっては、地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、透明かつ公正な競争の下で地方公共団体と民間事業者との間又は民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続(公共サービス改革法に規定する官民競争入札及び民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。))を含む。以下「市場化テスト」という。)の積極的な活用に取り組むこと。この場合において、地方公社、地方独立行政法人、第三セクターが実施している地方公共団体の公共サービスについてもその対象であること。その際、国における官民競争入札等の実施状況を踏まえるとともに、以下の点に留意すること。

(1)市場化テストの実施に当たっては、公共サービスの質の維持向上に関する成果指標や経費の削減に関する数値目標など可能な限り明確かつ客観的な目標を設定して取り組むこと。

また、公共サービス改革法第8条第3項の規定に基づく手続等により、公共サービスの提供に関する民間事業者等からの意見を積極的に取り入れるよう取り組むこと。

(2)公共サービス改革法は、地方公共団体の公共サービスのうち法令の特例を講じなければ民間事業者が実施し得ないものを「特定公共サービス」と位置付け、法令の特例を講じることにより自ら率先して官民競争入札等を行うことを可能とする手続等の整備等を行うものであること。

なお、法令の特例措置を講ずることなく民間事業者が実施し得る公共サービスについては、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて条例等に手続を整備することにより、官民競争入札等に準じた手続を実施することが可能であること。

(3)公共サービス改革法第4条第2項においては、「国の行政機関は地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるもの」と規定されており、地方公共団体が公共サービスの官民競争入札等を自発的に実施しようとする際に、これを阻害している法令等の規制があるため、特定公共サービスの拡大等の措置が必要と考える場合は、公共サービス改革法第7条第5項に基づく意見聴取の手続を積極的に活用すること。

(4)市場化テストの結果、民間事業者に公共サービスの実施の委託等を行う場合であっても、当該公共サービスの住民への提供について最終的に責任を負うのは委託等を行った地方公共団体であることを認識し、民間事業者が当該公共サービスを適正かつ確実に実施するよう契約等に基づき監督等必要な措置を講ずること。

特に、委託内容がブラックボックス化し、コストの増加や新規事業者が参入できない状況が発生しないよう、(1)の指標等に基づき適切に評価・管理を行うことができる措置を講じること。

(略)

このような状況を踏まえ、地方公共団体においては、それぞれの行財政改革計画等の中で「市場化テスト」の導入についての検討を位置付けるなど、導入に向けての積極的な動きが生じているところである。

地方公共団体における「市場化テスト」の取組状況については、内閣府のHPで随時公表しているほか、総務省のHPにおいても、毎年取組状況を公表している。

内閣府HP <http://www5.cao.go.jp/koukyo/index.html>

総務省HP [http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/070921\\_1\\_14.pdf](http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/070921_1_14.pdf)

## 2. 「市場化テスト」の取組状況の把握

本章では、地方公共団体における公共サービス改革法による官民競争入札等の実施状況や実施に向けた検討状況等を把握し、通常の委託業務と「市場化テスト」との相違点等を明確にする。

### (1) 地方公共団体における「市場化テスト」の導入状況

平成20年3月までに地方公共団体が検討又は実施した「市場化テスト」の事例を基に、法に基づくものか、官民競争入札により行ったものかといった観点から整理すると、おおむね次の4つの類型に分類することができる。

#### ケース1: 公共サービス改革法に基づく「市場化テスト」の実施事例

○現段階では実施した地方公共団体はない

#### ケース2: 公共サービス改革法に示す手続に準じ、官民競争入札を実施している事例

<7頁で定義した官民競争型「市場化テスト」>

- 東京都(都立技術専門学校における求職者向け公共職業訓練業務)
- 愛知県(県自治研修所職員研修業務、県旅券センター旅券申請窓口)
- 和歌山県(県庁南別館管理運営業務)
- 岡山県(職員公舎等管理業務)
- 岩手県奥州市(水道止水栓開閉栓業務)
- 岡山県倉敷市(車両維持管理業務)

#### ケース3: 公共サービス改革法に示す手続を参考にして、地方公共団体版「市場化テスト」と称して、民間提案によって担い手の見直しを行い「市場化テスト」を実施している事例<民間提案型「市場化テスト」>

- 北海道(農業試験場における農業技能業務)
- 大阪府(大阪府職員研修の実施に関する業務及びその関連業務)
- 熊本県(くまもと県民交流館・NPO活動支援業務、県立農業大学校給食委託事業)

#### ケース4: 手法については、現段階では固まっているものではないが、「市場化テスト」の実施に向け、ガイドライン等を策定している事例

- 東京都足立区(足立区における公共サービス改革の推進に関する条例)
- 神奈川県横浜市(提案競争型公共サービス改革制度ガイドライン)
- 岐阜県多治見市(多治見市市場化テストガイドライン(基本指針))

なお、この中で、これまで地方公共団体が実施した「(官民競争型) 市場化テスト」について見ると、法の趣旨を踏まえ、公平・公正・中立性の観点から法に定める手続きを取り入れながら、次の点に留意して実施されていることに特徴がある。

#### **留意点**

- 質の維持向上及び経費の削減
- 民間事業者の創意工夫の反映
- 競争性の確保
- 情報の開示
- 第三者機関によるチェック

(1) 公共サービス改革法に示す手続に準じ、官民競争型「市場化テスト」を実施している事例・・・**ケース2**

地方公共団体(担当課)	制度名称等	対象事業・期間	入札方法、入札結果	第三者機関の設立状況等	その他(参照 HP)
東京都 (総務局行政改革推進部行政改革課)	東京都版市場化テストモデル事業	【平成 19 年度事業】 都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練業務 ※7 科目 (H19.4.1～H20.3.31)	総合評価一般競争入札 加算方式  【官(産業労働局雇用就業部及び都立八王子技術専門校)】 1 件 (参考価格: 24,055,200 円)  【民】 6 件 ヒートウェーブ株式会社 (落札価格: 23,730,000 円) ヒューマンアカデミー株式会社 (落札価格: 17,388,000 円) 株式会社東京リーガルマインド 4 件 (落札価格: 17,745,000 円、 17,745,000 円、17,745,000 円、 17,745,000 円)	東京都版市場化テストモデル事業監理委員会(平成 18 年 9 月 16 日設置)、東京都版市場化テストモデル事業監理委員会設置要綱  メンバー(5 名): 根本祐二(東洋大学教授)、灰原芳夫(公認会計士)、松崎茂(東京都総務局行政改革推進部長)、泉本和秀(東京都財務局経理部長)、有我明則専門委員(社団法人東京都専修学校各種学校協会事務局次長)  → 東京都版市場化テスト監理委員会(平成 19 年 7 月 10 日)、東京都版市場化テスト監理委員会設置要綱  メンバー(5 名): 根本祐二(東洋大学教授)、灰原芳夫(公認会計士)、松崎茂(東京都総務局行政改革推進部長)、新田洋平(東京都財務局経理部長)、有我明則専門委員(社団法人東京都専修学校各種学校協会事務局次長)	<a href="http://www.soumu.metro.tokyo.jp/02gyokaku/sijouka-test/test-model18.htm">http://www.soumu.metro.tokyo.jp/02gyokaku/sijouka-test/test-model18.htm</a>

愛知県(総務部総務課)	愛知県市場化テストモデル事業	愛知県自治研修所職員研修業務(H20.4.1～H21.3.31)	総合評価一般競争入札加算方式  【官(愛知県)】 (参考価格: 70,453,000 円)	愛知県市場化テストモデル事業監理委員会(平成19年4月1日設置)、愛知県市場化テストモデル事業監理委員会開催要綱メンバー(5名): 稲澤克祐(関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授)、面高俊文(株式会社デンソーユニティサービス代表取締役社長・NPO パートナシップサポートセンター監事)、加藤義人(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究開発第一部長兼PFI推進室長)、川合伸子(弁護士)、二村友佳子(公認会計士)	<a href="http://www.pref.aichi.jp/0000004935.html">http://www.pref.aichi.jp/0000004935.html</a>
		愛知県旅券センター旅券申請窓口業務(H20.4.1～H21.3.31)	総合評価一般競争入札加算方式  【民】 株式会社ジェイコム (落札価格: 41,002,500 円)	同上	<a href="http://www.pref.aichi.jp/0000004840.html">http://www.pref.aichi.jp/0000004840.html</a>
和歌山県(総務管理局行政経営改革室)	和歌山県版市場化テストモデル事業	県庁南別館管理運営業務(H19.1.4～H21.3.31)	総合評価一般競争入札加算方式  【民】 クリーン・ケイエヌ・東和グループ (落札価格: 131,250,000 円)	和歌山県市場化テスト評価委員会(平成18年8月28日設置)  メンバー(5名): 牧野源泉(和歌山大学経済学部教授)、宮田栄子(和歌山商工会議所女性会常任理事)、楠見恭平(公認会計士)、仲谷美幸(建築士)、玉置三夫(和歌山県市長会会長)	<a href="http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011700/sijouka/sijoukatop.html">http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011700/sijouka/sijoukatop.html</a>

岡山県(総務部行政改革推進室)	市場化テストモデル事業	職員公舎等管理業務 (H20.4.1～H23.3.31)	総合評価一般競争入札 除算方式  【民】 株式会社第一ビルサービス (落札価格: 20,790,000 円)	職員公舎等管理業務市場化テストモデル 評価委員会(平成 19 年 8 月 29 日設置)、 職員公舎等管理業務市場化テストモデル 評価委員会設置要綱メンバー(5 名):大 崎泰正(財団法人岡山経済研究所所 長)、畠平泰彦(岡山商工会議所企画広 報部長)、藤原裕里子(税理士)、山本幾 子(ノートルダム清心女子大学准教授)、 和田洋子(一級建築士)	<a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?li_f_id=12694">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?li_f_id=12694</a>
奥州市 (総合政策部企画調整課 新市建設計画推進室)	奥州市モデル市場化テスト実施方針	水道止水栓開閉栓業務 (H20.4.1～H23.3.31)	総合評価指名競争入札 加算方式  【民】 奥州市水道工事業協同組合 (落札価格: 2,700,000 円)	奥州市モデル市場化テスト評価委員会 (平成 19 年 8 月設置)、  メンバー(5 名): 佐藤靖(青山学院大学経営学部教授)、 山本健(岩手県立大学総合政策学部講 師)、高梨明美(元前沢町教育委員)、石 川千早(奥州市農業委員・宇南田専用水 道組合副組合長・元胆沢町上下水道事 業運営審議会委員)、千葉悦子(衣川女 性の会会長)	<a href="http://www.city.oshu.iwate.jp/htm/soshiki/suidou/index.html">http://www.city.oshu.iwate.jp/htm/soshiki/suidou/index.html</a>
倉敷市 (総合政策局企画財政部行政経営課)	倉敷市官民競争入札制度(市場化テスト)	車両維持管理業務 (H20.4.1～H23.3.31)	総合評価一般競争入札 加算方式  【官(倉敷市総務局総務部管財課)】 (参考価格: 151,849,732 円)	倉敷市官民競争入札落札者選定委員会 (平成 19 年 8 月 10 日設置)、倉敷市官民 競争入札落札者選定委員会条例  メンバー(5 名): 佐藤芳郎(佐藤会計事務所公認会計 士)、大崎二郎(岡山県損害保険代理業 協会副会長)、杉本秀秋(社団法人岡山 県自動車整備振興会専務理事)、鳥越良 光(岡山商科大学商学部教授)、森廣伸 之(岡山県備中県民局協働推進室室長)	<a href="http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kaikaku/market/index001.html">http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kaikaku/market/index001.html</a>

出典: 既存資料を基に(財)日本経済研究所が作成



(2) 公共サービス改革法に示す手続を参考にして、地方公共団体版「市場化テスト」と称して、民間提案型「市場化テスト」を実施している事例 **ケース3**

北海道「北海道市場化テスト」 (総務部行政改革局行政改革課)	
導入の目的	民間からの提案を受けて、公共サービスの多様な提供体制を検討することにより、公共サービスの維持向上と行政運営の効率化や地域経済の活性化に寄与する。
検討経緯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・官と民との役割分担の明確化と協働推進の視点に立って道の業務を見直し、公共サービスの質の維持向上と行政運営の効率化を図るとともに地域経済の活性化につなげていくため、「民間開放推進計画(H18.2 策定)」に基づき、平成19年度から北海道市場化テストを導入した。</li> <li>・平成19年度においては、「北海道市場化テスト実施規程(H19.4 策定)」に基づき、対象業務に関する民間提案を募集するとともに、有識者等で構成する北海道市場化テスト監理委員会を設置・開催し、平成20年度に民間開放を実施する対象業務の選定に向けた取組みを進めてきたところ。</li> <li>・この実施方針においては、民間からの提案、昨年度からの継続検討業務、及び北海道市場化テスト監理委員会における議論を踏まえ、平成20年度に民間開放を実施する対象業務や引き続き検討を要する業務等について定めるものとする。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>○平成18年11月 『「北海道版市場化テスト(仮称)」モデル事業実施方針(案)』を公表。平成20年度からの市場化テストの本格実施を円滑に進めるため、平成19年度にモデル事業を先行実施し、対象業務の範囲や契約年数等のあり方、サービス内容の評価等について検証。</p> <p><b>【第三者機関】</b> 北海道市場化テスト監理委員会(平成19年7月25日設置)</p> <p><b>【構成】</b> 吉見宏 委員長(北海道大学大学院教授)、ほか5名(公募委員含む)</p>
対象業務等	<p><b>【対象業務】</b></p> <p>(1)モデル事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定疾患等医療受給者証の申請に係る審査等業務 (平成19年4月1日から1年間) ※一般競争入札、派遣契約</li> <li>②農業試験場における農業技能業務 (平成19年4月1日から1年間) ※一般競争入札、一部派遣契約</li> </ul> <p>(2)平成20年度実施業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①庁舎の受付案内業務 (平成20年4月1日から1年間) ※一般競争入札</li> <li>②法人二税に係る業務(申告書等の封入、收受、入力業務) (平成20年4月1日から平成21年1月15日) ※一般競争入札</li> <li>③旅券業務 (平成20年10月1日から2年間) 総合評価一般競争入札を予定</li> <li>④道路等パトロール業務 (平成20年5月1日から11ヶ月(一部業務は4月1日～)) ※一般競争入札</li> </ul> <p>(3)継続検討業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①統計調査業務</li> <li>②高等技術専門学院の業務</li> </ul>

大阪府「大阪版市場化テスト」 (総務部行政改革課改革グループ)	
導入の目的	大阪版市場化テストを通じ、官と民が互いの強みを活かして連携することによって、公共サービスの質の向上と効率化を同時に実現する取組みを加速させる。
検討経緯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府では、行政と民間が多様な形で連携し公共サービスを提供していく、PPP改革を推進している。その中でも、業務の民間開放を推進する有効な手法である市場化テストに着目し、平成 17 年度には「大阪府市場化テストガイドライン」を策定するなど、市場化テストの導入に向けて検討を進めてきた。</li> <li>・府として常に考えてきたことは、「如何にすれば、公共サービスの“質の向上と効率化”を同時に進めることができるのか」という視点。官と民がそれぞれ持ち味を發揮して新たな公を実現していく。それがPPP改革の本旨であると考えている。</li> <li>・上記を踏まえ、まずは、ガイドラインで設定した「提案アウトソーシング型」の具体的手法として「民間提案型アウトソーシング」を導入し、平成 19 年度から具体的な業務に対する民間事業者からの提案を公募した。このことに伴い、平成 19 年 1 月にも外部有識者からなる「大阪版市場化テスト監理委員会」を立ち上げ、具体的な準備を進めていくこととした。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>○平成 17 年 8 月 「大阪府市場化テストガイドライン」を公表。</p> <p>○平成 19 年 1 月 「大阪版市場化テストの実施 ～官民連携によるさらなる民間開放の推進～」を公表。まず、民間提案型アウトソーシングをスタート。</p> <p>○平成 19 年 5 月～6 月 民間提案の公募を実施。</p> <p>○平成 19 年 7 月以降 監理委員会において、事業提案の内容確認及び官民比較等を審議し、対象業務の民間開放の方向性を決定。</p> <p><b>【第三者機関】</b> 大阪版市場化テスト監理委員会(平成 19 年 1 月 25 日設置)</p> <p><b>【構成】</b> 光多長温 委員長(鳥取大学教授)、ほか 4 名</p>
対象業務 等	<p><b>【官民比較を実施した業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大阪府職員研修業務 (平成 20 年 4 月 1 日から 3 年間) ※プロポーザル方式により民間事業者に委託</li> <li>②建設業許可申請の受付等業務 ※改善案に基づき、官が業務を実施</li> <li>③大阪自動車税事務所の催告事務 ※詳細については、引き続き検討</li> <li>④高等職業技術専門校テクノ講座 ※詳細については、引き続き検討</li> </ul>

熊本県「提案公募型アウトソーシング(熊本県版市場化テスト)」 (総務部行政経営課)	
導入の目的	県が行う公共サービスのなかで、公共サービス改革の観点から民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待できる一体の業務を県が選定し、その業務について総合評価一般競争入札により原則複数年度にわたる民間委託を行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る。
検討経緯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率化などの観点から、これまでの行政改革の取組みにおいて、定型的な業務(庁舎清掃・警備業務等)や専門性が高い業務(各種電算処理業務等)などについて民間委託を積極的に実施してきた。</li> <li>・平成18年3月に「熊本県民間活力活用指針」を策定、更に民間活力の活用を図っていくこととし、こうした流れの中、新たな民間委託の手法として、提案公募型アウトソーシングを導入。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>○平成19年3月「提案公募型アウトソーシング事業事務処理ガイドライン」を公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①公共サービスの担い手の最適化、②簡素で効率的な行財政運営、③民間委託の拡大による地域経済活性化、を進める。</li> <li>・県が自ら実施する必要があるもの及び民間委託の実施に当たって法令の特例を必要とするものを除き、県が実施する公共サービス全般を対象とする。</li> </ul> <p>【外部有識者等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソーシング実施方針の作成にあたり、契約担当者は、学識を有する者2名以上の意見を聴く。</li> <li>・落札者の決定を行う審査委員会の設置にあたり、総合評価競争入札事務処理要領に基づき意見を聴くこととなる学識を有する者2名以上を審査委員会の委員とする。</li> </ul>
対象業務 等	<p>【モデル事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①くまもと県民交流館・NPO 活動支援業務(交流館業務の一部)(H20.4～22.3)</li> <li>②熊本県立農業大学校給食委託事業(H20.4～23.3)</li> </ul> <p>※いずれも総合評価一般競争入札により事業者を選定</p>

(参考) 公共サービスの提供方法について民間事業者等からの提案を基に見直しを図っている事例

以下の事例は、地方公共団体が、地方公共団体版「市場化テスト」と称して実施しているものではないが、行政が実施している公共サービスについて、住民や民間事業者からの提案を踏まえ、そのあり方や担い手を決定している取組事例である。担い手の決定にあたっては、官民又は民間同士の競争の視点のみを前提とするのではなく、サービスの利用者である住民も巻き込んだ官民連携的なアプローチが図られているものが多い。

これらの事例は、どのような分野に民間が活用されたかや、その取組による効果等を確認することにより、今後地方公共団体が「市場化テスト」の導入を検討する際の参考にもなるものと思われる。

佐賀県「提案型公共サービス改善制度(協働化テスト)」 (統括本部情報・業務改革課)	
導入の目的	よりサービスの受け手に近いきめの細かい視点等を持った主体が公共サービスを提供することにより、公共サービスの担い手の多様化を図り、県民満足度の高いサービス提供を目指す。
検討経緯等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体財政の悪化、少子化、高齢者世帯の増加、環境保全や産業空洞化への対応等、従来の行政主導による公共サービスでは、県民ニーズにあったきめ細やかな対応が難しい社会経済情勢に直面。</li> <li>・こうした課題を解決するため、市民社会組織、企業、大学等社会を構成する多様な主体による県づくりを進めることが必要。</li> <li>・そこで、県の全業務について、県民満足度を高めるために最もふさわしい担い手のあり方を検討するため、民間と広く対話を重ねる新たな手法として「協働化テスト」を導入。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>○手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務のあり方についての自己点検、結果の公表</li> <li>(2) 提案の募集、業務内容についての相談会(意見交換会)</li> <li>(3) 提案者との協議、提案趣旨の採否の判断、結果通知、公表</li> <li>(4) 採択された提案に係る業務のサービスレベルの設定、担い手の募集</li> <li>(5) 担い手を変更した業務に対するサービス利用者等からの評価</li> </ol> <p>○時期((1)~(3))</p> <p>平成18年度:平成18年7月~平成19年2月 平成19年度:平成19年7月~平成19年12月</p> <p>○県広報誌やマスメディアを通じて導入を公表。県と提案者とが広く対話を重ね、最終的に県が提案趣旨の採否の判断を行う(第三者委員会は設置していない)。</p>
対象業務等	<p>知事部局及び教育委員会事務局所管の事務事業</p> <p>○H18年度提案募集(H18.10.20~11.30) 371件の提案あり 公表事業数:2,027事業 採択197件(H19年度実施82件(59事業)・廃止3件、H20年度以降実施検討112件)</p> <p>○H19年度提案募集(H19.8.17~9.18) 124件の提案あり 公表事業数:2,350事業 (※特別会計、現地機関分を公表事業に追加) 採択86件(H19年度内事業化4件、H20年度実施77件、H21年度以降実施検討5件)</p>

京都市 「協働化テスト」、「公民チャレンジ提案制度」 (企画環境部行政経営改革推進課)	
導入の目的	既に実施してきた協働の取組みをより拡充し、一層効果的・効率的な提供方法を検討する。
検討経緯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 16 年より、これからの「公の領域」のあり方に関して研究会を開催するなど、PPP の方向性等について検討。</li> <li>・「官から民へ」の流れや CSR(企業の社会的責任)という概念の拡大、民間非営利活動の活性化により、民間営利・民間非営利部門において、従来行政だけが担ってきた分野についても、自らの意志と行動により、担おうとする動きが活発になってきている。このため、これからの「公の領域」については、行政、民間営利部門、民間非営利部門が協働して、その責任を果たしていくことが望ましい分野があると考えられるのではないかと。</li> <li>・こうした観点から、今後、府民等との協働をより一層充実させ、府民サービスの向上を図るため、事業仕分けの中で「公民の協働」を検討すべきとされたものについて、提案を受け付けることにより、更に効果的・効率的な提供方法を検討する「協働化テスト」、「公民チャレンジ提案制度」を導入することとした。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>○平成 19 年 7 月 「協働化テストガイドライン」を公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府民提案公募制(公民競争入札方式を含む)。</li> <li>・現在府が提供している府民サービス等で、「事業仕分け」において「公民の協働」の検討が必要とされたものを対象とする。</li> </ul> <p>【第三者機関】 府民サービス等改革検討委員会(平成 18 年 12 月 27 日設置)</p> <p>【構成】 石原俊彦 委員長(関西学院大学専門職大学院教授)、ほか3名</p> <p>○平成 19 年 10 月 「公民チャレンジ提案制度」の実施を公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働化テストの一環として、より効果的・効率的な運営主体を比較検討するため、府の各種事務事業を対象として、府民サービス向上コンペを実施。</li> <li>・第三者委員会を設置し、公と民からの提案内容を府民サービス向上の観点から多角的に比較検討。委員会の選定結果を受け、府として民間に委ねるか直接実施の継続かを判断した上で事業を実施。</li> <li>・対象業務が公の施設の場合、民間事業者に委ねる際は指定管理者制度を活用。</li> </ul> <p>【第三者機関】 府立体育館・公民チャレンジ提案審査委員会(平成 19 年 10 月 12 日設置)</p> <p>【構成】 細川馨 委員長(大阪大学名誉教授)、ほか4名</p>
対象業務 等	<p>【公民チャレンジ提案制度 対象業務】</p> <p>府立体育館の全業務 (平成 20 年 4 月 1 日から 3 年間) 総合点数評価方式により実施主体を選定</p>

杉並区「杉並行政サービス民間事業化提案制度」 (政策経営部企画課)	
導入の目的	「自治体経営改革」を抜本的に進めていく中核的な取組みとして、区の全事務事業を公表し民間事業者から広く提案を受けることで、区の事業を再度点検するとともに、行政と民間との役割分担を再構築し、新しい公共空間を創造する。
検討経緯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで社会状況の変化に的確に対応するため、区民や NPO 等との協働や民営化、民間委託をはじめとする行財政改革や協働化の取組を積極的に推進してきた。</li> <li>・今後、さらに多様化・複雑化する区民ニーズにきめ細かく対応するため、民間の特性を活かした柔軟できめ細かなサービスを充実していくとともに、政策立案や調整機能など本来行政が担うべき役割を強化することが求められている。</li> <li>・このためには、行政が枠組みを決めるのではなく、民間からの自由な発想を生かした取組みが必要であることから、区の全事務事業を公表し、民間事業者等からの提案を受け、審査の上、適正な事業者がその事務事業を担う「杉並行政サービス民間事業化提案制度」を構築した。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>OH18.4 「杉並区市場化提案制度検討委員会」を設置し、制度構築を検討  OH18.10～H19.2 モデル事業公募(審査・採択)  OH19.5 同委員会より、最終報告『「杉並行政サービス民間事業化提案制度」の導入に向けて』  OH19.6～10 平成19年度提案公募(審査・採択)</p> <p>①事務局における事前審査、②「杉並民間事業化審査モニタリング委員会」による書類審査、ヒアリング審査、選定、③委員会による選定結果を踏まえ、区で採択を決定、④準備が整い次第、事業開始</p> <p>【第三者機関】  杉並民間事業化審査モニタリング委員会(平成19年6月20日設置)</p> <p>【構成】  黒川和美 委員長(法政大学教授) ほか5名</p>
対象業務 等	<p><u>全事務事業(H19年度 869事業)</u></p> <p>OH18年度:モデル事業提案募集(H18.10.30～12.18) 35件の提案あり  採択3事業(うち2事業は、H19.11より事業開始、1事業は、H20.4より事業開始予定)</p> <p>OH19年度:提案募集(H19.6.28～8.10) 31件の提案あり  採択5事業(いずれもH20年度中の事業開始に向け検討・準備中)</p>

我孫子市「提案型公共サービス民営化制度」 (総務部総務課事務管理担当)	
導入の目的	市の業務の委託・民営化を進め、スリムで効率的な市役所と充実した質の高いサービスの提供を目指す。
検討経緯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての公共サービスを行政が担うことは不可能。</li> <li>・公共サービスを担う民間企業が増加し、新たな公共の担い手として登場した NPO やボランティア、コミュニティビジネスなどの活躍も目覚ましいものがある。これらの民間の主体と行政が対等の立場で協働して、民と官でともに担う「新しい公共」を創ることが求められている。</li> <li>・公共を担う民間の主体を豊かにすることによって、公共サービスはより充実させつつ、スリムで効率的な市役所を実現できるのではないか。</li> <li>・こうした観点から、市のすべての事務事業を一覧にして、その業務内容や人件費を含む総コストを公開し、民間から提案を公募する「提案型公共サービス民営化制度」を創設。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>○「提案型公共サービス民営化制度」に基づく提案の公募を実施</p> <p>①予備審査(担当課で課題整理)、②分科会審査(専門家、市民、行政職員で構成した30の分科会)、③提案審査委員会審査(我孫子市提案型公共サービス民営化制度審査委員会)。「民間にできるものは民間にまかせる」ことを前提に事業の委託・民営化の可能性を判断した上で、サービスの質やコストの面から市民の利益になるかどうかを基準に提案の採否と事業者の選定方法を決定。審査後、付帯意見を添え市長に審査結果を提出)</p> <p><b>【第三者機関】</b> 我孫子市提案型公共サービス民営化制度審査委員会(平成18年7月26日設置)</p> <p><b>【構成】</b> 黒沢義孝 委員長(日本大学経済学部教授)、ほか4名(市職員含む)</p>
対象業務 等	<p><u>全事務事業(第二次募集時:1,070件)</u></p> <p>○H18年度:第一次提案募集(H18.3.30~8.31) 79件の提案あり 採択34件(H19年度内事業化3件(独自性が高く随意契約)、競争入札対象31件)</p> <p>○H19年度:第二次提案募集(H18.12.14~4.27) 6件の提案あり 前年度からの継続審議案件を含め、採択3件</p>

高浜市「民間提案型業務改善制度」 (地域協働部地域政策グループ)	
導入の目的	民間企業、NPO 法人や市民活動団体の創意と工夫を反映し、業務の委託化・民営化やスリム化で効率的な市役所と充実した質の高いサービスの提供を目指す。
検討経緯 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 17 年 3 月に提出された高浜市構造改革推進検討委員会報告書(高浜市が目指す自立した基礎自治体))に基づく、5 つの方策である「アウトソーシング戦略」を受けて「民間提案型業務改善制度」を開始。</li> <li>・平成 17 年度より「徹底的なムダ排除による原価低減」で知られるトヨタ生産方式(TPS)による業務改善に取り組んできた。</li> <li>・従来の公共サービスは行政が考え、市民に提供する「押し込み方式」であったが、この取組みの流れの中で、市民ニーズに基づく公共サービスを行政が提供する「後工程引き取り方式」への転換を図る必要があると考え、「民間提案型業務改善制度」に導入。</li> </ul>
導入方法(体制、進め方等)	<p>○「民間提案型業務改善制度」に基づく提案の公募を実施</p> <p>①担当審査(担当グループにて提案の実現性等を検討)、②提案審査委員会(提案内容の審査、事業者選定方法等の検討)</p> <p>a)業務の委託化・民営化に対する提案、b)既存業務(委託内容・仕様)の効率化に対する提案、c)公共サービスニーズに対する提案、d)事務事業の廃止・縮小等に対する提案(H20.4.1～ 事務事業の「棚卸し」に対する提案に名称変更)について提案を募集</p> <p><b>【第三者機関】</b> 提案審査委員会</p> <p><b>【構成】</b> 市民、有識者、市職員等で構成</p>
対象業務	<p>全事務事業(H19 年度 約 1,800 業務)</p> <p>○H18 年度(H18.8.1～8.31) 29 件の提案あり 採択 15 件</p> <p>○H19 年度(H19.4.2～5.31) 18 件の提案あり 採択 6 件</p>

出典: 既存資料を基に(財)日本経済研究所が作成